

## 函館市成年後見センター運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

本要領は、函館市が設置する函館市成年後見センター運営業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

### 1 業務概要

(1) 件名 函館市成年後見センター運営業務

(2) 目的

認知症、知的・精神障がいなどにより、判断能力が不十分な市民の権利擁護を図るため、成年後見制度におけるワンストップ窓口としての機能のほか、制度の普及・啓発活動、市民後見人の養成・活動支援等、本市における制度の利用促進を図るための中核機関としての役割を担うことで、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すことを目的とする。

(3) 設置年度 平成28年度

(4) 業務実施場所

函館市若松町33番6号 函館市総合福祉センター（あいよる21）2階  
面積：64.75㎡（別添1 平面図のとおり）

(5) 主な業務内容

ア 判断能力が不十分な人等への早期支援に向けた各種相談

イ 成年後見制度に関する相談および市長申立を含む利用支援

ウ 成年後見制度の普及・啓発

エ 法人後見実施のための研修および活動支援

オ 成年後見人の活動支援

カ 市民後見人養成研修の開催（令和5，7，9年度）

キ 市民後見人登録候補者の育成・指導および活動支援

ク 市民後見人の受任調整および家庭裁判所への推薦

ケ 関係機関とのネットワーク構築および制度の利用促進における中核機関として、広報，相談，利用促進，後見人支援，不正防止などの機能の整備運用

コ 当該センターの運営に関し，必要な審議を行うための協議会および専門部会の設置・運営

サ その他，センターの運営および成年後見制度の利用促進に関し，必要な業務

(6) 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(7) 契約上限額 95,326,000円

（消費税及び地方消費税の税額を含む）

※本業務の委託契約は、債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における提案上限額は次のとおり。

- ・令和5年度 20,386,000円
- ・令和6年度 18,184,000円
- ・令和7年度 19,286,000円
- ・令和8年度 18,184,000円
- ・令和9年度 19,286,000円

(8) 業務担当課

函館市保健福祉部地域福祉課（本庁舎3階）

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 0138-21-3022

FAX 0138-26-4090

e-mail [co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:co-fukushi@city.hakodate.hokkaido.jp)

担当 三井, 若狭

2 スケジュール

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| ・公募開始       | 令和4年8月1日（月）        |
| ・現地見学会      | 令和4年8月10日（水）       |
| ・質問書提出期限    | 令和4年8月17日（水）まで     |
| ・質問、回答の公表   | 令和4年8月20日頃（市HPで公表） |
| ・参加申込書提出期限  | 令和4年8月30日（火）まで     |
| ・参加資格確認結果通知 | 令和4年9月9日（金）まで      |
| ・企画提案書提出期限  | 令和4年9月30日（金）まで     |
| ・ヒアリングの実施   | 令和4年10月上旬          |
| ・受託候補者の決定   | 令和4年10月中旬          |
| ・審査結果通知・公表  | 令和4年10月下旬          |

3 参加資格要件

- (1) 函館市内に本部または支部を置く社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決

- 定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰し、または役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

#### 4 現地見学会

見学を希望する場合は、様式6「見学会申込書」を次のとおり提出すること。

- (1) 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後4時から5時
- (3) 提出期限 令和4年8月8日(月)まで
- (2) 提出先 1(8)に同じ
- (4) 提出方法 電子メールによる

#### 5 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、様式5「質問書」を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和4年8月17日(水)まで
- (2) 提出先 1(8)に同じ
- (3) 提出方法 電子メールによる
- (4) 回答方法 市HPに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要領の追加または修正と見なす。なお、意見表明と解されるもの等には回答しないことがある。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022071100012/>

#### 6 参加申込書の提出等

##### (1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

##### ア 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 構成員調書(様式2)
- ③ 交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(写)
- ④ 誓約書(様式3)
- ⑤ 直近3年の財務諸表(貸借対照表および収支計算書)
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書(写)

[納税義務がある場合]

⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）

⑧ 函館市内に支店・営業所等を置くことを証する書類

[市内本店業者以外]

（例）支店・営業所等の所在地が記載された許可・登録・通知書等の写し、  
ホームページのハードコピーなど

⑨ 委任状（様式4）

[本部から支部等へ参加申込および企画提案等について委任する場合]

イ 提出期限

令和4年8月30日（火）まで

ウ 提出先

1(8)に同じ

エ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記イ必着とする。

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は、構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記(1)ア③から⑧）は代表者が集約し、他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は、提出された書類により参加資格の確認を行い、令和4年9月9日（金）までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には、結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

## 7 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。

なお、必要に応じて、別添2の過去の業務実績を参考とすること。

ア 相談および利用支援に関すること

イ 制度の普及啓発および法人後見の活動支援に関すること

ウ 市民後見人の養成・育成、活動支援に関すること

エ 市民後見人の受任調整等に関すること

オ 関係機関との連携および中核機関としての機能に関すること

カ 業務執行体制および人員配置に関すること

・業務に必要と思われる有資格者を、1名以上配置すること。

（例：社会福祉士、精神保健福祉士 等）

キ 成年後見制度に関連した業務実績（様式7）

・相談対応や申立支援など、制度に関連した業務実績がある場合に提出

すること

ク 提案金額に関すること

- ① 年度ごとに提案内容の内訳を記載すること。
- ② 業務実施場所の整備に関する経費は、令和5年度の提案金額に計上すること。なお、委託料で購入した備品等については、委託者に帰属するものとする。
- ③ 光熱水費等負担参考額（令和元年度実績）

項 目	年 額
燃料費（暖房）	66,893円
電気料	117,628円
水道料	7,112円
下水道使用料	7,920円
清掃手数料	145,662円
計	345,215円

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式

A4縦判（A3判の折込可）

※左綴じでフラットファイルに綴じ込み、表紙、背表紙に「函館市成年後見センター運営業務に係るプロポーザル提案資料」とタイトルをつけること。

イ 提出部数

- ① 企画提案書〔表紙〕（様式8） 正本1部
  - ② 企画提案書 正本1部，副本8部
- ※副本のうち5部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は、企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和4年9月30日（金）まで

エ 提出先

1(8)に同じ

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(3) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

## 8 企画提案の審査方法および評価基準

### (1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および最適提案者の選定を行うため、5名で構成された函館市成年後見センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

※別紙「函館市成年後見センター運営業務に係るプロポーザル審査委員会設置要綱」参照

### (2) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に、対面でのヒアリングを実施する。

#### ア 実施方法

1者35分程度（説明：15分，質疑：20分）

#### イ 実施時期

令和4年10月上旬

詳細については、企画提案者に対し後日通知する。

### (3) 審査方法

企画提案書およびヒアリングの結果を評価基準に基づき評価する方法とする。

### (4) 評価基準

別紙 評価基準のとおり。

## 9 最適提案者の選定

評価点の合計が最も高く、70点以上の者1者を最適提案者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目1の評価点が高い者を最適提案者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が70点に達しない場合は、最適提案者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

## 10 審査結果の通知

市は、特別な理由がない限り、審査委員会で選定された最適提案者を受託候補者として決定し、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属，職，氏名

## 11 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計
  - ※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。
  - 企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。
- ・受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員所属，職，氏名

## 12 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

### (3) 契約書作成の要否

要する。

## 13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日，提出場所，提出方法，書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

※受託候補者として選定された者が上記のいずれかに該当することとなった場合等により失格となったときは、評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

## 14 その他

- (1) 提出書類の作成，提出，ヒアリング等に要する経費は，提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は，1者につき1提案に限る。
- (3) 提出された書類は返還しない。
- (4) 提出された書類は，企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権，特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果，生じた責任はすべて

て提案者が負う。

- (6) 市が貸与する物品は、別添3「備品一覧表」のとおりとする。なお、経年劣化等による修繕等の費用は受託候補者の負担とする。